第6章

有報レビューの指摘事項も踏まえて 基準改正2年目における 内部統制報告書の開示分析

改訂内部統制基準等の概要

2025年3月期決算から改訂内部統制基準等が適用されることとなり、内部統制報告書の記載内容について開示の拡充が求められることとなった。具体的には次の事項について、決定の判断事由を含めて記載することが求められている（改訂内部統制基準Ⅱ4⑷①）。

■重要な事業拠点の選定において利用した指標とその一定割合

■評価対象とする業務プロセスの識別において企業の事業目的に大きく関わるものとして選定した勘定科目

■個別に評価対象に追加した事業拠点および業務プロセス

また、2026年3月27日に金融庁から「令和7年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項等」（以下、「有報レビュー」という）が公表されている。有報レビューにおいては、2025年3月31日以降に終了する事業年度に係る内部統制報告書の審査結果として次が記載されている。

> 内部統制報告書の「財務報告に係る内部統制の評価の範囲」の記載について、改正内部統制府令ガイドラインで定められている事項について「決定した事由」の記載がないまたは不明瞭である。

そこで、改訂内部統制基準等の適用から2年目となった2026年3月期の内部統制報告書を対象に、各

については、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用することが求められている（企業会計基準24号6項⑵）。ただし、当該会計方針の変更による遡及適用の原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の方法が求められている（企業会計基準24号9項）。なお、財務諸表利用者の意思決定への影響に照らして重要性が乏しいと判断された場合にも遡及適用しないことができる（企業会計基準24号35項）。

① 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することはできるものの、表示期間のいずれかにおいて、当該期間に与える影響額を算定することが実務上不可能な場合には、遡及適用が実行可能な最も古い期間（これが当期となる場合もある）の期首時点で累積的影響額を算定し、当該期首残高から新たな会計方針を適用する。

② 当期の期首時点において、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合には、期首以前の実行可能な最も古い日から将来にわたり新たな会計方針を適用する。

2026年3月期決算において、会計方針の変更の注記として在外子会社等の収益および費用の換算方法を変更していた7社について遡及適用の状況を分析した結果、図表40のとおり、5社は前連結会計年度も遡及適用していたが、2社は影響額が軽微であることを理由に遡及適用していなかった。また、遡及適用していた5社のうち、4社は前々年度以前に遡及し、前連結会計年度の期首の利益剰余金に累積的影響額を反映しており、残りの1社は前連結会計年度の期首より前の連結会計年度については累積的影響額が軽微であるとして前連結会計年度のみ遡及適用していた。